

## 《書評》

E. Plischke (ed.), *Systems of Integrating the International Community*, Princeton, D. Van Nostrand Company, Inc., 1964, ix+198pp.

松 田 幹 夫

### I

メリーランド大学教授の編者 Plischke が記した “Preface” によれば、本書成立の背景は、つぎのとおりである。

まず、編者は、国際社会統合に関する第2次大戦後の量的および質的発展は、顕著にして包括的であるとみる。すなわち、国際社会のメンバーが成長したように、メンバー相互の協力を容易にするために、メンバーが確立したメンバーの相互関係および制度も、成長した。ますます多くの国家と人民は、その相互依存を認識し、全体的ゴールを追求するのである。

つぎに、編者は、長年にわたり、国際連盟、国際連合とその専門機関、NATO、ヨーロッパの超国家共同体などについて、経験的および分析的に書かれたものは多いが、折り折りの理論的解説を別にすれば、実際的な型・手続き・問題同様、概念化を強調して、国際社会の相互関係を制度化する主要な方法として、国際統合運動の一般的または全面的な性質および進歩について発表されたものは、少ないとする。

そこで、本書は、部分的に、合同過程の若干の面の概観を提供し、歴史的・機能的展望の中での現発展段階を位置づけ、合成的な制度が外交と統治両方の手段を構成するという事実の認識を証明することによって、このギャップを埋めることに貢献しようとすると、編者は抱負を示す。そして、本書は、瞬間の問題にみずからを限定することより、むしろ、若干の寿命をもった分

## 独 協 法 学

析を提示することを試みるのである。

ここで、本書を構成する論文および執筆者は、つぎのとおりである。

- 1 International Integration : Purpose, Progress and Prospects.....  
Plischke
- 2 International Confederation—The United Nations and State Sovereignty.....F. O. Wilcox (ザ・ジョンズ・ホプキンズ大学教授)
- 3 The European Community—An Approach to Federal Integration.....A. G. Zurcher (ニュー・ヨーク大学教授)
- 4 International Federalism in Theory and Practice.....C. J. Friedrich (ハーバード大学教授)
- 5 Integrating the Communist Political Orbit .....W. W. Kulski  
(シラキュース大学教授)

要するに、主題の一般的概観として役立つ序論的論文を別にすると、本書の各章は、それぞれ、国家間結合の4つの主要な同時代の型を扱うのである。本書を構成する諸論文は、メリーランド大学政治学部主催のもとに、1962年12月1日に開かれたシンポジウムから成長した。“International Integration : Systems of International Cooperation”という一般的テーマのもとで、Wilcox, Zurcher, Friedrich, Kulski 教授および編者から、寄稿があった。本書に収められた諸論文は、彼らの口頭による説明を拡張したものなのである。以下、評者の興味をひいた問題点を、順を追って紹介することにしよう。

## II

1 Plischke が、「太古から、人間は、必然的かつ故意に、彼の仲間との関係を制度化しようとして来た」という文章で始める第1論文“International Integration : Purpose, Progress and Prospects”は、大きくみて、国際的制度化には、5つの体系があるとする。その第1は、もっとも初步的

で、もっとも広く使用される「伝統的外交」である。それは、相互の利益を促進させ、問題解決を助ける合意的取組みを得るため、政府相互に通信させる手段である。第2は、「法の支配」であって、数世紀間、政府は、相互関係をこれに還元して規制するよう試みて来た。19世紀末から20世紀初めにかけて、進歩のピークに達した国際法という部門は、種々の関係を安定させた。第3は、「勢力均衡」である。もし「勢力」が人間関係に影響する能力とみなされるならば、それは、本来、有害または悪ではないが、だからといって、不法な目的のために利用されることを否定しない。第4は、より大きな、恐らく、総括的な共同体への融合を通じて、国際社会の主権独立的構成要素を除去する「近代国家体系の廃棄」である。第5は、「多辺的外交」であって、これは、国際会議および国際機構といった2つの要素から成る。特に、国際機構は、confederatedまたは超国家的な性質をもち、多辺的な協議・審議・交渉・行動にメカニズムを与える。この方法の制度化こそが、本シンポジウムの主題である。

国際統合、より正確には、「国家間統合」は、そのもっとも基本的な形式においては、共通の目的を高める民族国家間の協力行為、ならびに、この目標を成就するために使用される制度および方法を示す。全体として、国際統合の目標は、平和・安全保障・人間福祉の促進を包含する。

広くいって、国際統合は、四重の発展を経験した。第1は、そのような同化に与えられた哲学的概念化という支持である。第2は、19世紀に国際行政連合として知られ、現今、専門機関と呼ばれる機関を創設した動きである。第3は、紛争の平和的解決を与える外交的・裁判的メカニズムを案出した努力である。第4は、世界平和を維持し、国家間の集団安全保障を促進する一般的制度を確立する試みである。

種々の計画が古くから提出され、その関連で、Pierre Dubois, Alighieri Dante, Émeric Crucé, duc de Sully, Henri IV, William Penn, the Abbé de St.-Pierre, Immanuel Kantといった名前が、思い出される。しかし、第1次大戦当時、国際連盟案への主たる貢献者は、政治学者より、むしろ、

## 独 協 法 学

政治家および外交官であった。すなわち、イギリスの Lord Robert Cecil, Sir Walter Phillimore, Sir Cecil Hurst, 南アフリカの Smuts 将軍、アメリカの D. H. Miller, W. Wilson である。

両大戦間、国際統合の指導的説明者は、ヨーロッパおよび大西洋連合に集中した。彼らの中には、Count Richard Couderhove-Kalergi, É. Harriet, A. Briand が含まれる。驚くべきことに、国連憲章の作成にさいして、Wilson のような目立った概念的貢献者は、いなかった。それにもかかわらず、初期の段階で指導的役割を果した F. D. Roosevelt および W. Churchill のほかに、憲章作成のため、重要な政治家が、多数、サン・フランシスコ会議に集った。

本分析に関連するのは、20世紀なかばのヨーロッパの統一運動の指導者である。それは、Churchill のほかには、R. Schuman, R. Plevin, A. Eden, J. Monnet, P. Spaak といった人たちである。彼らは、ヨーロッパ統合の断片的達成であるヨーロッパ共同体の建設者として、歴史上、記憶されそうである。

また、ほぼ50の多辺的な公的国際機構が、第1次大戦勃発までの100年間に創設されたとの事実があるものの、20世紀は、国際統合の時代と呼ばれるであろう。アメリカの背信にもかかわらず、国際連盟は、常設国際司法裁判所とともに進水し、両大戦間の世界機構の中心点となった。それは、人々が期待したほどには機能しなかったが、国際統合の遠大な発展を問題なく助長した。国連の創設に続く15年間、人類は、世界がかつて目撃した中で、もっとも広汎な国際統合体系を進水させた。おもなものは、専門機関で補足される国連および国際司法裁判所、OAS、多様な地域的集団防衛取組め、ヨーロッパ理事会、西ヨーロッパ連合、超国家共同体である。

このように論旨を進めて来た Plischke は、「現在、国際統合の見通しは、全く明るくもないし、全くわびしくもない。それは、悲観論者が1つの信念をもつほど希望のないものではないし、楽観論者によって申し立てられるほどいいものではない」と、結論づける。

2 Wilcox は、第2論文 “International Confederation—The United Nations and State Sovereignty”において、まず、国家主権の問題をとりあげる。すなわち、国際連盟は、平和維持に勇敢な試みをした。それは、武力をもたなかつたにせよ、世界で発生した事件に対する集団責任の感情を鼓舞した。しかし、重要決定に要求される全会一致は、連盟が国家主権の触手からみずからを引き離すことを不可能にした。重大危機が起るたびに、規約下の義務の程度を決定することは、連盟のメンバーにゆだねられた。連盟は、メンバーがそれを活動させる意思を欠いたがために、無気力な死にかたをした。

国連憲章作成者は、連盟の弱点を避けるべく、最善を尽した。少なくとも、紙の上では、彼らは、規約にみられる穴をほとんどふさぎ、やや強力な confederation を構築して、新しい機構に大きな権威を与えた。確実なことに、憲章作成者は、国家主権という基本原則をなお保持した。彼らは、federation または世界政府の方向へ進むのに臆病であった。こうして、憲章2条1項は、機構はメンバーの主権平等の原則に基づけられると強調し、2条7項は、憲章上のなにものも国内問題に干渉しないとする。

それでも、憲章は、world federation の方向で多数の重要な屈服をした。もっとも顕著なのは、25条である。これにより、拒否権で行動の自由をもつ5常任理事国以外の全メンバーは、世界平和の維持に関して安保理事会が到達した決定を受け入れ、履行することをコミットする。これは、多分、われわれの時代における主権的権利のもっとも重要な放棄である。

Wilcox は、つぎに、この国家主権の問題を、総会の役割りという枠の中で、検討する。すなわち、国連の将来の問題として、加重投票制が考察されなければならない。たしかに、機構のメンバーのあいだに存在する目ざわりな不平等は、1国1票の原則を、旧式外交の時代からの繰り越しのようにみえさせる傾向がある。理論的には、メンバーの投票力を、世界におけるその権力および影響力とひとしくする加重投票制を案出することは、容易であろう。

## 独 協 法 学

だが、理論上、合理的に響くものは、実行上、必ずしも受け入れられない。加重投票は、特殊な問題を処理するために創設された世界銀行、IMFといった若干の国際機構では、うまく利用された。しかし、国連のような一般的国際機構のために、投票方式を案出するのは、遙かにむずかしい。人口、国連への貢献度、軍事力、その他どのような方式が案出されても、国家の主権平等の原則に反するであろうし、それは、小国の反対を呼び起すであろう。

Wilcox は、また、国家主権の問題を、国連と国内管轄権という枠の中で検討する。すなわち、憲章の国内管轄条項は、国連によるその本来的権限のなんらか不当な侵入に対し、主権国家を保護するために、企図された。しかし、誰が、その線を引くのであろうか。誰が、性格上、「国内的」なものと「国際的」のものを決定するのであろうか。どの点で、問題は、本質上、国内的であることをやめ、国際問題となるのか。慣習上、問題は、国連のメンバーの充分な多数がそれを扱う権限があると決定するとき、国内的であることをやめる。つまり、総会および安保理事会は、それ自身の権限の最終的判定者として、それらが投票権をもつものは、なんでもそうすることができる。漸次、国連は、国内管轄権条項によって課せられた制限を削減しつつある。「国内」および「国際」問題の古い区別は、こわれており、ことに植民主義および人権の分野で、問題が国際的となる傾向がある。

近年、国際紛争の平和的解決機関を利用しない傾向もある。これは、国内管轄権原則の影響であるが、それ以上に、問題を国連にもって行く意思が国家がないという事実を物語る。国際司法裁判所の活動に関してほど、この傾向の明白なものは、どこにもない。法的紛争解決のために裁判所を利用しないという傾向は、充分に嘆かわしい。紛争がその国内管轄権内にあるかどうかの最終的決定を留保するという国家主権の名における傾向は、一層悪い。アメリカに裁判所の管轄権を受諾させたコナリー決議は、それにもかかわらず、かかる管轄権は、この国の国内問題に本質的に属する紛争には適用されないとした。

一般に、国連のメンバーは、政治的性格の紛争に関し、安保理事会の管轄

権を進んで受け入れる。同時に、アメリカを含む多くの国家は、法的問題について、世界裁判所の管轄権を進んで受け入れない。法の支配を信じる人々にとって、この種の矛盾は全く不正にみえる。とにかく、アメリカによるコナリー修正の廃止は、世界における法の支配の確立に建設的段階を構成するであろう。

結局、Wilcoxは、国連は、国家の非常にゆるやかな confederationとして、憲章の意図した力および実効性をもって、世界平和を維持することはできなかつたにせよ、その構成は漸進的かつ断片的な形で若干の領域に拡張されたとみる。それにしても、国連が主権国家の機構であることを忘れてはならない。それは、メンバーがなす意思のあることのみをなし得る。われわれは、メンバーの弱さおよび怠惰のゆえに、国連を責めるワナに陥るべきでないと、Wilcoxは戒める。

3 第3論文 “The European Community—An Approach to Federal Integration” は、国家または政府の地域的結合は、新しい現象ではないが、第2次大戦以来、西ヨーロッパで前例のない人気を博し、その拡散は非常に急速であったという執筆者 Zurcher の認識の上に立って、つぎのように展開される。すなわち、第2次大戦以来、地域的機関は、本質上、明らかに政治的な権限を与えられた。若干の例では、戦後の機関は、国家主権概念と伝統的に結びつけられた特権の行使を担わせられた。第2次大戦後、西ヨーロッパに存在するようになった地域的機関の多くを識別するのは、行政的というより政治的な凝った機能的役割りである。これら地域的機関の権限は、主権国家の属性に近づいており、それらは、当代の主権国家の最先端の目標の中にあるゴールを経済の分野で達することを求められる。その上、その管轄権は、範囲において超国家的である。

とにかく、超国家的権限をもった地域的共同体のための計画は、1950年の夏から秋にかけて、ストラスブルグでのヨーロッパ理事会の協議総会で詳細に発表された。こうしたところから、ヨーロッパ3共同体のための正式の計画が、1950年から52年までのあいだ、フランス、イタリア、西ドイツ、およ

## 独 協 法 学

び、ベネルックス諸国によって現実に発展させられた。つまり、非公式には Schuman 共同体として知られる石炭・鉄鋼のための共同市場を確立する共同体、ドイツの発生しかけた軍事力を共同体の 5 僚友国とのそれと一緒にプールし、それによって N A T O にドイツをもって来るいわゆる防衛共同体、ならびに、6 カ国のために制限的であるが真正の federal な機関を提供するよう意図されたいわゆる政治共同体である。

しかし、ナショナリズムが、この共同体の大波をとめた。1954年 8 月までに、フランス国民議会は、防衛共同体と提案された政治共同体を埋葬した。ただ、ドイツ工業復興の見込みは、Schuman プランを支持するようフランスを導いた。それにもかかわらず、歴史は、超国家的共同体は1954年 8 月に死ななかったと記録した。実に、防衛共同体条約の敗北と、1955年 6 月のイタリア・メッシーナの会合とのあいだには、10カ月が経過したが、後者において、Spaak と彼の仲間は、6 カ国内の共同体の考えを復活させる第 1 手段をとった。その発案は、2 年後、頂点に達した。すなわち、2 つの新しい共同体——E U R A T O M と E E C のための条約が、6 カ国により、ローマで署名された。

1957年12月のローマ条約の批准、ならびに、E U R A T O M と E E C という新しい 2 共同体の発足は、こうして、西ヨーロッパに対する超国家的構造の発展に 1 つの段階を画した。とりわけ、E E C は、当時までの統合へのもつとも重要な federal な努力をあらわす。なぜなら、先駆者または E U R A T O M と異なり、E E C は、経済政策の全領域に中央権力を提供するからである。関税連合の上に、それは、経済連合を建築することを提案する。しかし、経済連合できえ、究極的目標ではない。その目標は、共同体のメンバーを、政治的な confederation または federation に変形する段階を設定する以外のなにものでもない。

共同体の将来および西ヨーロッパの政治統合は、ドゴーリストやフランスの政治によって複雑にされたが、1961年、イギリスが加盟申請したとき、一層複雑にされた。申請は、慎重な考慮の末、なされた。それは、労働党およ

書 評

び Eden の反対にもかかわらず、また、イギリスの農業利益およびコモンウェルスの一体性にもかかわらず、なされた。Memillan 首相と彼の領袖は、6カ国からの了解をとりつけるのに、たじろがなかった。

こうして、Zurcher は、この問題は、1963年、フランス大統領が共同市場へのイギリスの加盟に反対したとき、やや学問的になったとして、将来を占う。これにより、1961年以来のイギリスの加盟交渉は、一旦、終了した。ローマ条約のもとでは、共同体への加盟は、他のヨーロッパ諸国にも開かれているものの、現メンバーの全会一致を要するから、フランス大統領は、疑いもなく、合法的権利行使したわけである。しかし、Zurcher は、フランスのとったこの行動は、共同体始って以来のもっとも悲しむべき不幸であったことにほとんど間違はないとする。すなわち、ヨーロッパにおけるイギリスのメンバーシップ、および、地域的に拡張された共同体は、共同体の超国家的目標の現実化を遅くしたであろう。だが、このことが、同時に、共同体の直接的な経済的ゴールおよび長期的政治目標の利益となつたことも、明らかである。共同体の拡大は、フランスがとる現存の「小ヨーロッパ」におけるヘゲモニーと釣り合う。また、拡大されたメンバーシップは、共同体が自由貿易政策をとることを確実にする。それは、ヨーロッパが対抗する通商・政治ブロックに分裂する可能性を除去するであろう。

最後に、Zuncher は、オーストラリアの学者が、オーストラリアおよび日本が一種の極東共同市場の核を形成するのであろうと示唆した事実を紹介し、これは、アメリカを加えて、ある種の太平洋共同体に至るであろうと予測したあと、こう結ぶ。歴史は、20世紀は、地域的国家統合を超国家的レベルに引きあげたと記録するであろう。

4 第4論文“International Federalism in Theory and Practice”において、Friedrich は、国際的な federalism は、国際秩序の建築の場合と同じく、民族国家の建築においても重要な役割りを演じ、その真の代替物は「帝国」であると述べる。このように、federation が帝国の代替物であるならば、それは、federation で振われる権限が合意的なものであるから

## 独 協 法 学

である。しかるに、帝国のそれは、強制的である。

そして、Friedrichは、帝国の代りに federation を漸進的に使ったもっとも興味ある例として、ブリティッシュ帝国のコモンウェルスへの変形をとりあげる。この偉業は、イギリス人が以前の植民地にドミニオンの地位を与えた長い年月のうちに達成された。ドミニオンは、今日、共通の王冠に象徴されるように、共通の政治的伝統のきづなにより、ブリテンに結びつけられたほぼ独立国（a nearly independent state）である。しかし、アイルランドおよびインドは、コモンウェルスと結合しながら、この象徴を承認しない。巧みな取引きと実際的な妥協によって、イギリス人は、コモンウェルスを引っつけることに成功した。イギリス人は、形式的な憲法制定を避けながら、構成単位のfederalな平等を提供した。コモンウェルス首相会議のような制度は、共通の行動を企図するための手段として、有効に作用した。インドのような大国ですら、コモンウェルスと結合し続けた。しかし、そのきづなは、極端に繊細であり、若干の点で、堅い同盟の力をもちさえしない。多くの点で、アイルランドの場合も、類似している。ゆるやかなconfederationのこの例は、過程の本質的可能性を示唆する。インドはコモンウェルスまたは国連のどちらに堅く結ばれているかの質問に、誰が明瞭に答えられるであろうか。

これに対し、de Gaulle 将軍が、フランス共同体の形式で真正のfederalismへの接近であるらしくみえるものを確立することによって、分裂帝国の忠誠を奪回しようとしたとき、彼は、それが組み立てられたのち、まもなく崩壊する砂の綱であることを発見した。この federal の計画さえ、形式でなく、事実において、フランス本土に与えた優越性にやや欠点があった。とにかく、それは、フランス帝国をコモンウェルスに変形させることに成功しなかった。すべての重要問題に対し政治的コントロールのテコを維持することを希望したがゆえに、フランス政府は federation を好んだということが、正当に観察された。

こうして、Friedrichは、要するに、われわれは、政治共的同体が自治的

実在として共存し、相互に影響し合う場合にのみ、適当に federalism について語り得るという。ただ、そのような federalism は、伝統的概念と両立しない。いかなる主権者も、federal な制度において発見することはできない。自治および主権は、政治的秩序の中では相互に排除する。また、すべての federal な制度は、新メンバーの加盟および脱退という問題に直面する。federal な共同体がゆるやかであればあるほど、それが、容易に新メンバーを加盟させ、旧メンバーを脱退させることは、明白である。それゆえ、以前の理論は、脱退を、複合的な政治秩序が federal か confederal かのテストにする傾向があった。

Friedrichは、「結論として、federalizing が最終的に世界全般を組織する見込みを提供すること、および、それが帝国支配の代替物であることが、いわれなければならない」としたあと、こう続ける。「われわれがそのもっとも一般的な用語で記述して来た過程は、非常に柔軟であり、あらゆる種類の要求に応じることができる」。

5 Kulskiが担当する第5論文 “Integrating the Communist Political Orbit” は、「共産主義政治世界は、2つのサークルから形成される。すなわち、いま、両半球に位置する共産主義国家のブロックと、それら自身の国を支配し、いつの日か、権力を握るであろうと希望する87の党を合体させる国際共産主義運動である。共産党は、両方のサークルにとって共通の分母である」という前提から出発する。

共産主義世界の2つのサークルは、党指導者の国家的および個人的利益は、全体の運動という上級の利益に服従すべきであるという仮定に依拠するプロレタリアまたは社会主義的国際主義によって結びつけられると想定される。この余りにも単純な仮定は、実際的な問題を招く。つまり、もしいざれか2つの党が思想的解釈または実際的政策の上で同意しないならば、この上級の利益を定義する資格のあるものは誰かということである。コミニンテルンの解散以来、党が紛争を付託する国際機関を、その運動はもたない。

逆説的にみえるが、「理想的」事態は、第2次大戦前に存在した。当時、

## 独 協 法 学

共産主義運動は大いに弱かったが、唯一の共産党が、それ自身の国家を征服していた。ソ連共産党的最高の影響力は、他党によって争われず、他党は、独立の行動を考えるには弱過ぎた。プロレタリア国際主義は、争う余地のないほど、現実性を帯びた。

事態は、1944、5年から変化し始めた。新しい共産主義国家が、東ヨーロッパに出現した。人は、それを衛星国と呼ぶが、ソ連に組み入れられなかつた。40年代、西側の多くの人々は、それが併合され、ソ連の構成共和国になると予言した。だが、Stalin は、これらの予言者より賢明であることを立証した。なぜなら、彼は、ロシアが外国国籍の1億もの人間の追加を安全に消化できないことを実感していたからである。

それ自身の政府を形成する共産党は、もはや、一団の孤立せる非順応主義者ではない。彼らは、支配者であり、彼らの意思を国民に課する。彼らの権力の頼みの綱である国家は、非常に重要な要因である。権力掌握前、党指導者は、自分の国家の政敵であった。いまや、彼らは、自國のために責任を負い、自分の首府からのみ世界を眺める。彼らは、ソ連の利益と同等でない国家利益の存在も発見する。自国の国家利益が他の共産主義国とのそれと必ずしも合致しないことを見い出す。

1948年以前、西側は、共産主義ブロックを一枚岩とみなす傾向があった。ところが、突然、東ヨーロッパ諸国の中で、もっとも順応主義にみえたユーゴが、コミニフォルムによって莊厳にも破門された。その上、東ヨーロッパにおけるその生存のため、ソ連の軍事力に依存したようにみえた共産主義体制は、ソビエト・ブロックから切断されたあと、営業中の事業であることを証明することにより、その妥当性をユーゴで誇示した。

1948年から53年にかけて、運動の統一に対する新しい挑戦の前兆が、みられた。ユーゴは、外国の党を服従させる試みにおいて、モスクワが無力であることを立証した。1949年、中国共産党は最終的な勝利を収め、それは、ソ連のほかに、大国政府に対する支配権をつかんだ唯一の例であった。中国の規模は、中国共産党の独立性を裏づけるが、同党は、東ヨーロッパ、北朝鮮、

書 評

モンゴルと異なり、権力獲得のさい、ソ連に負うところはなかった。同党がソ連と不和になることは、明白であった。

コメコンは、コミニフォルムの生き残りである。それは、1949年、社会主義諸国内の経済協力促進のために創設された。それは、数年間、活動しなかった。各社会主义国は、自國のことに関心をもった。コメコンは、1954年に働き始めた。1949年、そのメンバーシップは、アルバニア、ブルガリア、チエコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ソ連を意味した。東ドイツは1950年、モンゴルは1962年に参加した。アルバニアは、1961年か62年、追放されたようである。少なくとも、そのメンバーシップは、停止された。中国、北朝鮮、北ベトナムは、1956年から58年にかけて、オブザーバーの地位を得たに過ぎない。この機構は、本質的にはヨーロッパ的である。コメコンのヨーロッパ的性格は、共産主義諸国の平坦でない連帯性をあらわす。中国、北朝鮮、北ベトナムの除外は、ソ連も東ヨーロッパも、それら自身の拡張を犠牲にしてまで、中国などの経済発展を引き受ける意思のないことを示す。

最後に、Kulskiは、将来はどうなろうと、共産主義運動は、中世キリスト教がそうであったように、すでに分極化していると断定し、みかたによつては、多極化しているともいう。

III

以上、本書の内容を、順を追ってやや詳細に紹介した。とはいへ、その紹介したるや、評者の主観的限界に制約された杜撰極りない文章であることは、評者が、なによりも深く自覚するところである。屋下に屋を架すことになるが、とりとめのない感想を若干並べて、本稿を閉じることにしたい。

まず、用語の問題であるが、本書で使われた federation, confederationといった語をなぜ翻訳しなかったかについて、触れておかなければならないであろう。通例、federationは「連邦」、confederationは「国家連合」と訳され、前者は後者より結びつきの強い国家結合とされる。たとえば、国

## 独 協 法 学

連をとりあげた Wilcox の場合も, federation は結びつきの強いもの, confederation は結びつきの弱いものという意味合いで使われているから, それぞれ, 「連邦」, 「国家連合」と翻訳してもさしつかえなかったのではないかと思われる。しかし, 少なくとも, 日本の学界において, 国連を, 連邦, 国家連合といった国家結合の諸類型の観点から考察することは, 余りなきそうである。従って, Wilcox における federation を「連邦」, confederation を「国家連合」と単純に翻訳していいのかどうか, ためらわれるるのである。

つぎに, 帝国と federation を二者択一的にとらえる Friedrich の基本的立場そのものが問題であるが, Friedrich が federation の例としてあげるコモンウェルスをみると, federation を「連邦」と訳することは, ますます, 適切でない。なぜなら, コモンウェルスが国家統合の 1 類型としての「連邦」でないことは, 衆目の一致するところであるからである。また, ドミニオンを「ほぼ独立国」とし, アイルランドをコモンウェルスと結合するとし, インドは王冠を象徴として承認しないとする Friedrich の説明も, 首肯できない。これらは, “見解の相違”というより, Friedrich の“事実誤認”と極めつけてもいいのではないか。

このように, 本書における用語や説明には, 評者の理解と一致しないものがある。もっとも, そうはいっても, 本書を構成する 5 論文のおのおのが, 1 つの論説として, それなりのまとまりを一応示していることは, 肯定されてよい。しかしながら, 各論文のテーマの相互連関性には, 依然, 疑問が残るといわざるを得ない。すなわち, これらの論文を一体にして, そこに “Systems of Integrating .....” という表題をつけるのはいいとして, 本書の母体が, 編者 Plischke が冒頭で断わったとおり, シンポジウムであったとすると, ヨーロッパ共同体をとりあげた Zurcher と, コメコンをとりあげた Kulski が, どのようにして, 同じ土俵の中で, 意見の交換なり議論の応酬なりをやることができたのであるか, いささか納得が行かないのである。